

今後に向けての意見の補足

平成25年6月26日

法曹養成制度検討会議委員 和田吉弘

私は、前回、「今後に向けての意見」を提出させていただいたが、今月18日に、自由民主党政務調査会司法制度調査会による「法曹養成制度についての中間提言」（以下「本中間提言」という。）が発表されたので、それについて感じたところを補足的に率直にコメントさせていただき、今後の参考の一つとしていただければと思う。

1 「第1. あるべき日本の司法の姿について」について

本中間提言は、ここでは、「これ以上『急激な』法曹人口の拡大に迫られる状況にはないと考える」としながらも、「法曹の活動分野を拡大し、国民の幅広いニーズに応えるという理念の実現は未だ限定的なものにとどまっている」とし、「引き続き質も量も豊かな法曹人を土台とした司法アクセスと法の支配の強化についてはこの方向性を堅持すべきである」としている。

しかし、この10年間で法曹需要の拡大は認められなかったというべきであり、本中間提言は、法テラス等についても法曹の活躍の場として過大視しているように思われる。現在は、法曹人口の急増によりさまざまな問題が生じているから、それを度外視して現在の方向性を堅持すべきであるとはいえないように思われる。本中間提言でも、後述するように、法曹人口の急増による弊害は看過できないとしているのであり、それとどう矛盾しないかが問われるように思われる。

「訴訟社会にはしない、という方向性を明確にする」という点については、訴訟社会の問題性を認識したものとして、評価することができよう。

なお、平成13年の司法制度改革審議会の意見書は、例えば、法曹需要が顕著に増大すること、法科大学院が十分な教育力を有することを前提にしていたが、それらについては少なくとも結果的に正しい認識ではなかったところ、本中間提言がそのような同意見書の理念を持ち出していない点も、評価することができる。

2 「第2. 法曹人口問題について」について

「平成22年ごろに新司法試験の合格者数を3000人に、平成30年ごろに実働法曹人口を5万人に、という二つの目標」を取り下げるべきであるとし、その理由の一部として、「司法修習終了時に就職先を確保できない者が500人近くいる事態になっている上、現場では当番弁護士や国選弁護人も取り合いになって」いることや、「実務経験・OJT不足という質の問題も生じている例が増えていること」などを挙げ、「このような法曹人口の『急増』による弊害は看過できない事態に陥っている」としているのは、正当な認識である。

また、法科大学院の学生の声として、「何年も高い学費を払い、司法修習で借金を重ね、さらには就職先がなく、就職しても仕事がない、という現状では後輩も司法を目指さないとやっている者がいる」という指摘が紹介され、「この言葉こそ、司法を目指そうとしている若者の悲痛な叫びであると深く受け止めるべきである」としているのは、現状の問題を簡潔にかつ正当に認識したものと高く評価することができる。

さらに、司法試験合格者数について、「多くとも500人であるとか、多くとも1000人程度にして一度法曹人口を落ち着かせるべきだ」という強い意見があったことに留意すべきと考える」としているのも、画期的であるといえるが、結局は人数について具体的な提言はしないという、いわば両論併記のような表現になっているのはまことに残念である。

3 「第3. 司法試験改革について」について

短答式試験について、憲法、民法、刑法の基本3法に限定すべきであるとされ、受験回数について、まずは5年間で5回の受験を認めるべきであるとされている。これらは、法曹養成制度検討会議（以下「検討会議」という。）の取りまとめにおけるのと同様のものである。

私見は、短答式試験は、憲法、民法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法とすべきであり、受験回数については全面的に撤廃すべきであるとするものであるが、現状を上記のように変更することについては、あえて反対はしない。

4 「第4. 司法試験の受験資格（法科大学院と予備試験について）」について

予備試験については、一方では、検討会議の取りまとめにあるような経済的事実等による受験資格制限の問題については取り上げられておらず、他方では、検討会議の取りまとめになかったような「予備試験合格者の最終合格率が法科大学院修了者の合格率と同程度となるように改善することを提言する。」という記載がある。

まず、前者について、予備試験が本来の趣旨になっていないとしてその受験資格を制限すべきであるという主張は、法科大学院における教育が本来期待されたものになっていないという事実や、弁護士という職業が本来の魅力に欠けそれほど費用をかけるのに見合わないものになりつつあるという事実を、完全に無視した意見であると思うから、取り上げなかったのは正当である。また、後者についても、法科大学院修了者と予備試験合格者の司法試験合格者割合が同程度になるようにすべきである旨の閣議決定があるのであるから、当然のことと言えよう。

5 「第5. 法科大学院の在り方（存在意義、定員、数、既修未修、内容、法学部）」について

ここでは、「今後2年間において、累積の司法試験合格数および割合、教育内容、地域バランス等を考慮し、……法科大学院の再編・統合が進むという方向性をしっかりと取るべきこと」を提言しているが、教員単位で考えるべきであるとする私見からすれば、法科大学院単位で考えている点に疑問を感じる。

「内容について」は、「ヒアリングや法科大学院の現場視察を通じ、法科大学院における教育の質は高く、学生たちの教授陣や学問環境への満足度も高いことが伺えた」とある。ヒアリングや視察の限界から仕方がない面があるとは思われるが、残念ながら、表面的な把握にとどまり、平均的な学生たちの本音にまで迫ることはできていないように思われる。

6 「第6. 司法修習制度（意義、貸与、期間、前期実務後期、就職活動）」について

まず、貸与制について、「そもそも三権の一翼を担う司法における人材養成の根幹をなす制度負担について、本来財政的事情のみで私費負担とすべきではない。」としている点は、画期的である。ただし、給費制を復活すべきという意見と復活はあり得ないという意見とが両論付記となっている点は、残念である。

また、司法修習制度について、「実務法曹として最低限求められる共通の基盤を養成する意義を持つものであることは法科大学院導入前とほぼ変わらない」という認識を前提にして、「前期修習の復活やそれと同様の導入的教育の開始を提言する」としていること、「1年以上の修習制度への移行を真摯に検討すべきである」としていることは、高く評価することができる。

7 「第7. 職域拡大」について

ここでは、公的分野での取り組みをさらに拡大することなどが提言されているが、法曹資格が不可欠でない領域で職域を拡大しようとしても、困難が大きいであろう。実際、これまでの10年でそのような職域拡大はほとんど可能とならなかったことを考えるべきである。

8 「第8. 今後の体制」について

ここでは、2で挙げた学生の声と同様に、「特に、若い優秀な人材の中に、こんなにも多くの時間をかけ、費用をかけ、試験や就職等の見通しも明るくないまま法曹を目指すのはどうか、と諦める者が出始めているとの指摘は看過できない危機的な事態である。」との記載があり、現状認識としてきわめて正当である。

また、文科省、法務省に対し、検討結果を半年以内に報告するよう求め、最高裁に対しても、半年以内の報告を期待していることや、「内閣官房に司令塔機能を持った関係官庁等による専従の検討体制を早急に設け、これ以上の先送りは許されないとの認識に立って改善を具体的に進めるべきである」としていることは、2年以内に新たな検討体制で諸問題を検討するとする検討会議よりも、切迫した危機感を感じていることの表れであり、より正しい認識に立つものといえる。

以上